

山形県中小企業パワーアップ補助金(新事業転換促進支援事業) Q & A

令和4年7月4日現在

No.	質問	回答
1	常勤従業員はどう考えたらいいですか。	公募要領2頁に記載のとおり、常勤従業員は、中小企業基本法上の「常時使用する従業員」をいい、労働基準法第20条の規定に基づく「予め解雇の予告を必要とする者」と解されます。これには、日々雇い入れられる者、2か月以内の期間を定めて使用される者、季節的業務に4か月以内の期間を定めて使用される者、試の使用期間中の者は含まれません。
2	個人事業主でサービス業をやっています。常勤従業員を10人雇用していますが、小規模事業者になりますか。	公募要領2頁に記載のとおり、「中小企業者」、「小規模事業者」の定義に該当する規模での申請となります。サービス業は5人以下のため、10人雇用している場合には中小企業者になります。
3	農業者は申請できますか。	公募要領3頁に記載のとおり、系統出荷による収入のみである場合には対象となりません。農作物の加工や農作物を用いた料理の提供など、2次又は3次産業分野の事業である必要があります。
4	既に発注しているものは補助対象となりますか。	公募要領5頁に記載のとおり、補助金の対象となる経費の発注・契約・支出行為は、補助金の交付決定の日以降から可能となります。補助金の交付決定前の発注・契約・支出行為は補助対象外となります。
5	新分野展開のため、新たな生産管理システムの構築で申請を検討しています。納期が令和5年3月になりそうなのですが、申請できますか。	公募要領6頁に記載のとおり、事業実施期間内の令和5年2月28日までに納品・検収、支払を完了する必要があります。採択になっても、これまでに完了していない場合には補助対象外となります。
6	会社ホームページの作成・修正で申請できますか。	新分野展開や事業・業種転換、業態転換など、先を見据えた事業再構築を目的に作成するホームページにソフトウェアに該当するものが含まれ、無形固定資産として計上するもの(インターネット販売、モバイルオーダーやオンライン予約等を含むホームページやシステム構築等)は補助対象となりますので、「機械装置・システム構築費」で申請してください。なお、単なる企業紹介や商品紹介のためのホームページの作成・修正は補助対象外となります。

7	パソコンやタブレット端末は補助対象となりますか。	パソコンやタブレット端末、スマートフォンなど、汎用性があり、目的外使用になり得るものは補助対象となりません。
8	「機械装置・システム構築費」で、機械・装置の運搬費や設置費は補助対象となりますか。	機械・装置の据付けに要する経費は対象となりますので、運搬費や設置費は対象となります。「据付け」とは、本事業で購入した機械・装置の設置と一体で捉えられる軽微なものに限ります。なお、設置場所の整備工事や基礎工事は含みません。
9	リース費用は対象となりますか。	機械装置・システム構築費に該当する設備のリース費用は対象となります。ただし、補助対象となるのは補助対象実施期間に要した経費に限ります。
10	車両の購入費は対象となりますか。	自動車等車両（事業所内や作業所内のみ走行し、自動車登録番号がなく、公道を自走することができないものを除く）の購入費・修理費・リース料・車検費用は補助対象となりません。ただし、車両に載せる設備及びその設備に必要な費用は補助対象となり得ます。また、移動販売車両・宅配用車両、キッチンカー等への改修費は補助対象となります。
11	建物の購入や賃貸、土地の造成費用は対象となりますか。	本事業の公募要領で規定している建物費の対象には該当しません。本事業における建物とは、減価償却資産の耐用年数等に関する省令における「建物」の区分に該当するものが補助対象となります。
12	新たな事業として、Web会議システムの導入を検討しています。本社が山形市で、営業所が酒田市、宮城県、東京都にあります。全て補助対象となりますか。	山形県内の事業所において実施する取組みが補助対象となります。そのため、山形市と酒田市に設置するものは対象となりますが、宮城県、東京都に設置するものは補助対象となりません。 また、県外に本社等を有する事業者の場合も申請することができますが、山形県内の事業所に設置するもののみが補助対象となります。
13	新たな事業の宣伝として、SNSツール（フェイスブックやInstagram等）にWeb広告を掲載することを検討していますが、対象となりますか。	補助事業実施期間内に広告が使用・掲載される分についてのみ補助対象となります。
14	食品製造業への業種転換のため、クラウド型の業務用システムの導入と設定作業、その業務に必須となるパソコンの購入を税理士に依頼したいと考えています。経費として、クラウド型の業務ソフトウェアの「月額使用料」と「初期設定費」、パソコンの「購入費」、税理士への「委	今回のケースですと、クラウド型の業務ソフトウェアの「月額使用料」は「クラウドサービス利用費」で、「初期設定費」は「機械装置・システム構築費」で申請することができます。また、パソコンの「購入費」は補助対象外となりますが、税理士への「委託費」は「外注費」で申請することができます。

	託費」がかかりそうですが、申請する場合どうしたらいいですか。	
15	中古の製品は補助対象となりますか。	中古の製品を購入する経費は、金額や数量等を問わず補助対象となりません。 <u>(公募要領5頁に記載のとおり、3社以上の中古流通事業者から型式や年式が記載された相見積もりを取得している場合は中古設備も対象)</u>
16	応募方法は、郵送で当日消印有効ですか。	公募要領6頁に記載のとおり、郵送による受付とし、 令和4年8月12日(金) 当日消印有効とします。
17	申請書類に押印は必要ですか。	押印は不要です。
18	申請の際に添付する見積書は「システム導入一式」「機器整備一式」など記載内容でもいいですか。	複数の経費の一式などまとめて記載された見積書では、補助対象経費を把握することが困難であることから、内訳が分かる明細書を必ず提出してください。例えば、機器等購入の場合、型番や仕様等がわかるものを添付していただく必要があります。
19	事業計画認定(採択)は先着順ですか。早く申請した方が有利になりますか。	先着順(申請受付順)ではありません。外部有識者等によって事業再構築の取組みの内容や事業計画を審査のうえ、事業目的に優れた提案を行った事業者を採択します。
20	事業計画認定(採択)になった場合、申請金額どおり認められたと思っていいですか。	「採択結果」は、申請いただいた事業計画に記載のある金額の全額に対して、補助金の交付決定を保証するものではありません。必要に応じて事業者にご照会・ご連絡等を行ったうえで補助金交付額を決定し、通知いたします。
21	同一のテーマ・事業計画で、他の補助金に申請できますか。	本事業に申請する内容と同一の事業計画が国、県、市町村等の他の補助金に採択されている場合は、本事業に応募することはできません。他の補助金にも申請し、採択となった場合、補助金は1つしか受けることができませんので、よく考慮して申請をお願いします。なお、全く異なるテーマ・事業計画であれば、本事業に申請することができます。
22	同一の事業計画で事業再構築補助金に採択されていますが、本事業にも応募することは可能ですか。	同一の事業計画が国、県、市町村等の他の補助金に採択されている場合は、本事業に応募することはできません。
23	事業計画が異なっていれば、1事業者が複数申請することは可能ですか。	1事業者が複数申請することはできません。1事業者1申請とします。
24	既に事業再構築の取組みを行って自社で支出した費用は補助対象とな	交付決定前に自社で補助事業を開始された場合は補助金の交付対象とはな

	りますか。	りません。
25	補助対象経費に振込手数料や代引手数料は含めていいですか。	振込手数料や代引手数料は補助対象外となります。(補助対象経費には含めません。)
26	補助対象経費に消費税額を含めていいですか。	消費税は補助対象外となります。(補助対象経費には含めません。)
27	事業計画の策定に関して、事業計画策定支援者からどのように支援を受ければいいですか。	事業計画策定支援者一覧の中から、ご希望の(最寄りの、日頃付き合いある等)支援者を選択いただき、必要な段階でご相談ください。 事業計画は、できるだけご自身で想定をもって、可能な限り事前に作成いただいたうえで相談いただくと、スムーズに進めることができます。最終的には事業計画書の完成後(申請前)に、支援者の確認を受けてください。
28	事務所のエアコンは補助対象となりますか。	事業と直接関係のない場所の設備や、家電製品などの汎用的な機器は補助対象となりません。 ただし、補助対象の事業において必要不可欠な設備(低温での管理が必要な加工所において、温度管理システムと一体で空調設備を導入する場合など)は補助対象経費となります。
29	現金で経費を支払った場合でも補助対象経費になりますか。	原則として、現金で支払われたものは補助対象経費とはなりません。 ただし、現金での支払いがやむを得ないと認められる理由があり、かつ、補助事業者が対象事業のために真に必要な経費を相手方に支払い、相手方が受領したことを客観的に証明できる書類がある場合は、補助対象経費に含めることができます。
30	本事業の第1次公募で交付決定を受けましたが、第1次公募とは別の事業計画で第2次公募にも応募できますか。	事業計画が異なっても、第1次公募において交付決定を受けている場合は第2次公募に応募することはできません。